

障害者支援施設 秋田ワークセンター

生活介護支援・施設入所支援



〒010-0052 秋田市下北手柳館字前田面134

代表 TEL018-831-8010 FAX018-831-8009

印刷課 TEL018-833-7466 FAX018-831-6372

<http://www.awc.or.jp>



ご利用手続き

障害者福祉サービスの利用はおおむね次の手順になりますが、詳しくは市町村の福祉担当窓口や当センターにご相談ください。

対象：障害者手帳等を所有している方

申請▶▶市町村の福祉担当窓口へ相談、サービスの利用申請をします。

※現在の生活や障害の状況などについて、聞き取り調査があります。また介護給付を希望される場合は医師の意見書が必要です。

交付▶▶市町村から「受給者証」が交付されます。

開始▶▶施設との相談のうえ、契約を結び、利用の開始となります。

利用者負担金

原則として利用サービス費用と、給食費・光熱水費の費用負担（一部）が必要になります。なお、所得に応じた様々な軽減措置がありますので、詳しくは市町村の福祉担当窓口や各事業所にご相談ください。

主な支援の紹介

生活介護支援事業においては、個別支援計画をもとに日常生活における様々な場面で、利用者一人ひとりに合わせた支援を行っています。

利用定員

施設入所 48名
生活介護 40名

風船バレー



機能訓練

一人ひとりに合わせたリハビリを理学療法士の方と相談しながら行っています。



お口の体操（嚥下機能リハビリ）



居室（原則二人部屋です）

居住空間

居室にはベッド・床頭台・ロッカー等が備えてあります。



洗濯室



特殊浴槽



日帰り旅行

行事

年間を通して様々な行事（日帰り旅行、クリスマス会等）も行っています。



スポーツ大会



クリスマス会